

新婚世帯を  
最大  
60万円  
支援します



## 桜井市結婚新生活支援補助金

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに結婚された新婚夫婦の住宅費用や引越費用など、**夫婦双方29歳以下の場合には最大60万円、30歳以上39歳以下の場合には最大30万円**を上限に支援します。

### 主な条件

- ・夫婦の一方が県外から桜井市へ転入
- ・夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得が500万円未満 等



※詳しい条件や提出書類についてはこちらのホームページをご確認ください。

### 申請期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで  
※先着順です。予算に達し次第、終了します。

### 問い合わせ先

こども政策課  
桜井市大字粟殿1000番地の1 保健福祉センター陽だまり  
TEL 0744-47-4504